

いじめ防止基本方針

糸満市立糸満中学校

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

全ての生徒、教職員、保護者が「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる問題である」という認識を持ち、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨としていじめの防止等のための対策を行う。

また、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家族その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの定義・いじめの理解

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

- (1) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- (3) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (4) 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合

例② インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、本人がそのことを知らない場合

具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【いじめの防止等のための基本的な方針 5 いじめの定義】

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめを未然に防止するための取組み

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、各機会を通して、平素から教職員全員の共通理解を図り、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成を図る。

(2) 認め合い励まし合う支持的風土のある学級づくり

- ① 生徒が主体的に学級・学校づくりに参画する機会を多く設定し、自主性を育む
- ② 体験活動や交流活動等を通して、生徒の自己肯定感や自己有用観を育む
- ③ ソーシャルスキル及びコミュニケーション能力を育て他者理解・自己理解を育む

(3) 学力向上

- ① 基礎的・基本的事項の定着を図る指導
- ② 生徒主体の学び合い高め合う授業づくりの推進
- ③ 糸満中学校学習規律十項目の実践

(4) 人権教育の充実

- ① 道徳の授業を通して、生徒の人権尊重の意識を高める
- ② 毎月1回設定された「人権の日」の取り組み
- ③ すべての教育活動において、人権尊重の精神や思いやりの心を育てることを意識する

(5) 相談体制の整備

- ① 日頃から気軽に相談活動ができる雰囲気づくりに努める
- ② スクールカウンセラーを積極的に活用する
- ③ 相談活動に i-check の結果を活用する

(6) 情報モラル教室等の実施

インターネット上のいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、日頃から十分な対策を講じるものとする。

2 いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

【いじめの防止等のための基本的な方針】

- (1) 定期的なアンケート【学校生活アンケート（毎月）・教育相談（各学期）】を実施し、いじめの実態把握に取り組む。ただし、いじめがあると考えられる場合には、その都度アンケートを実施する。アンケート実施後、担任は速やかに学年会や生徒支援主任、管理職と連携して組織的に対応する。
- (2) 生徒とともに過ごす機会を積極的に設け、休み時間や昼休み、放課後等の雑談等の機会に、生徒の様子に気を配るよう努める。
- (3) 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、些細なことでも担任や教科担任で気になることがあれば情報交換し、共有するよう努める。
- (4) 「何かあれば気軽に学校へ相談してください」と平素から保護者や地域に相談体制を周知する。

3 いじめに対する措置について

法第23条第1項は、「学校の教職員及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

【いじめの防止等のための基本的な方針】

(1) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談や通報を受けた場合は、速やかにいじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）で情報を共有するとともに、学年職員を中心に生徒支援主任と連携し、速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実、有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められる場合は、保護者と連携を取りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いが生じないよう、いじめに係る情報を関係保護者が適切に共有するための措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等の関係機関と連携して対処する。

(2) インターネット上でのいじめへの対応

- ① インターネット上（SNS・ゲーム・アプリ・メール等）のいじめについては、発見が困難である。したがって、情報モラル教育を充実、徹底する。また保護者へも、家庭内での使用について理解を求める。
- ② インターネット上で不適切な書き込み等があった場合には、プロバイダや法務局の協力を求め、重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに警察へ通報し、適切に支援を求める。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織（いじめ防止対策委員会）

いじめの未然防止並びに再発防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。本会議は、週時程に位置付けている生徒支援委員会・教育相談委員会と併せて開催するが、いじめ事案の発生時は早急にいじめ防止委員会を行い、早期対応・早期解決に努める。

(1) 委員会の構成と構成員

①生徒支援委員会・いじめ防止対策委員会（週1回開催：毎週月曜日5校時）

構成員：校長・教頭・生徒支援主任・教育相談担当・各学年生徒支援担当・SSW・養護教諭

②教育相談委員会（週1回開催：毎週木曜日5校時）

構成員：校長・教頭・教育相談担当・生徒支援主任・学年教育相談担当・SSW・養護教諭

(2) 本委員会では次の内容を行う。

- ①いじめ防止基本方針の策定及び改善に関すること
- ②いじめの未然防止に関すること
- ③いじめ事案への対応に関すること
- ④教職員の資質向上のための研修に関すること
- ⑤その他いじめを防止するための必要事項に関すること

第3 重大事態への対処

- (1) いじめの重大事態については、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法第28条】

(2) 重大事態の意味

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

【いじめの防止等のための基本的な方針】

(3) 対処

- ① 重大事態が発生した旨を、糸満市教育委員会に速やかに報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等関係機関へ通報を行い、支援を要請する。
- ② 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難な場合など、学校生活に著しい支障をきたす場合は、被害生徒の今後について教育委員会と協議する。
- ③ 加害生徒について、改善が望めず被害生徒の学校生活に著しい支障をきたす場合は、加害生徒の今後について教育委員会と協議する。
- ④ 被害生徒・保護者に対し、事実関係その他の情報を適切に提供する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ（から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒の話を丁寧に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員を含めた関係者から、いじめ事案の十分な聴き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。また、いじめを受けた児童生徒には、スクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、継続的に学校生活を支援できる体制を整える。

② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合

いじめを受けた児童生徒の何らかの事情により、児童生徒からの聴き取りが困難な場合は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

(5) 情報提供及び報告

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

調査結果について、学校は教育委員会へ報告し、教育委員会は市長に報告する。

第4 いじめ防止等にかかる取組みの検証と評価

より実効性の高いいじめ防止等の取り組みを実施するため、基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

いじめ防止に係る評価は、以下の観点についてその項目を工夫する。

- ① いじめ防止及びいじめの早期発見の取り組み状況
- ② いじめへの対処の取り組み状況
- ③ 組織的体制の機能と組織的取り組みの状況